

「生活保護行政のあり方検討チーム」の設置について

生活福祉課において、生活保護費の紛失やケース記録の虚偽記載などが相次いで発生したことから、事案が起こった原因を検証し、再発防止策を講じるとともに、業務や組織のあり方などを検討するため、「生活保護行政のあり方検討チーム」を設置し、第1回会議を開催しましたので、検討内容等について報告します。

1 「生活保護行政のあり方検討チーム」の概要

(1) 構成員(8名)

- ・外部有識者4名(弁護士2名、大学教授、民生委員各1名)
- ・市幹部職員4名(両副市長、総務局長、福祉局長)

(2) 議事内容

- ・事案の検証及び再発防止策の構築
- ・生活保護行政に関する業務体制、職員体制のあり方の検討
- ・訪問記録の虚偽記載に関する調査の内容、方法について

(3) 事務局

総務局(総務管理室、職員室)と福祉局(生活福祉課)で構成

2 第1回会議(令和元年11月6日開催)の主な協議内容

(1) ケース記録虚偽記載事案の検証及び調査の方向性について

- ① 虚偽記載を認めた職員が担当していた世帯(約90世帯)の調査を実施する。
- ② 本年5月に総務局で実施した虚偽記載に関する調査について、引き続き、客観的資料に基づく裏付け確認等を行う。
- ③ 現在所属のケースワーカーの訪問実態を確認するため、アンケート方式により保護受給世帯に対して訪問回数を確認や訪問活動等に関する意見を求め、ケース記録との整合性を検証するとともに、保護行政に対するニーズ把握や課題の抽出を行い、よりよい本市の生活保護行政のあり方につなげる。

(2) 次回(第2回)会議の協議項目

- ① 両事案の原因、課題の分析
- ② ケース記録虚偽記載に関する調査の中間報告

3 今後のスケジュール(予定)

- ・令和元年12月19日 第2回会議開催
- ・令和2年1月下旬～2月下旬 第3回、第4回会議開催
- ・ 2月末(予定) 検討チームから市長に提言書提出
- ・ 3月 文教厚生常任委員会で報告